



自動車安全運転センター 東京都事務所通信 (No. 1)



【令和6年1月】

自動車安全運転センターの歴史と意義
東京都事務所長 川上 薫

新年明けましておめでとうございます。
皆様には、日頃より当センターの業務に関して格別のご指導ご支援を
頂いておりますことに厚く御礼申し上げます。

当センターは、昭和50年11月1日に「自動車安全運転センター法」
に基づき設立され、昨年48周年を迎えることができました。

設立以来「交通事故や運転経歴の証明」「安全運転の研修」「累積点数
の通知」「調査研究」という4つの業務を交通警察と二人三脚で行って
まいりました。新年にあたり皆様にセンターの歴史と意義について
あらためてご紹介いたしたいと思えます。

わが国では、当時、戦後の経済発展に伴う第一次交通戦争と言われる
時代で、昭和45年には、全国で年間1万6千765人もの方が交通事故
で死亡し、その後も昭和50年まで、年間1万人台の方が死亡するという、
大変厳しい状況にありました。

しかも、交通戦争と戦うべき交通警察官は十分な増員がなされず、交通
警察の日常の活動に支障が生じかねない状況にありました。そこで、交通
警察では思い切った業務の簡素化、外部委託を行うことによって、警察に
しかできない交通安全のための施策を、より集中的に実施することと
しました。当時は

- 「交通事故証明業務」は、当センターが設置される前には、事故を
管轄する警察署長が事実の証明として、直接警察署で、申請者に事故
証明書を発行していました。
- 「運転経歴にかかる証明業務、累積点数通知業務」は、警察庁において、
昭和44年から集中管理を始めていた運転免許データを、交通安全
対策のために有効に活用することができないか、検討がなされていた
ところからできた業務です。
- 「安全運転研修業務」は、センターが設置される以前から、都道府県
警察単位で一部の研修業務、例えば、白バイ隊員の育成などについて
実施されていましたが、その研修水準は、都道府県警察間で相当の
バラツキがあり、研修水準の向上とバラツキの解消が求められていた
ところでした。

以上のように、当センターの業務は、センター法に基づき、警察が直接
実施していた業務や実施を検討していた業務を当センターの業務として
抜き出して、警察に代わって実施することとしたというものであります。

すなわち、当センターは、「自動車安全運転センター法第39条」に記載
のとおり、都道府県警察と一体となって、国民の願いであります「交通安全
の実現」に向けた業務を実施している組織であります。

当センターは、本年も引き続き交通安全のお役に立てるよう、各種取組み
を進めていく所存ですので、変わらぬご支援ご協力を賜りますようお願い
申し上げます。



自動車安全運転センター

東京都事務所通信 (No. 2)

【令和6年1月】東京都事務所（経歴証明課）



SDカードをスマートフォンで表示できるようになりました
SDカードアプリのダウンロードが必要です

用意するもの

① 運転経歴に係る証明書 (QRコード有)



※無事故無違反証明書又は運転記録証明書

② SDカードアプリ



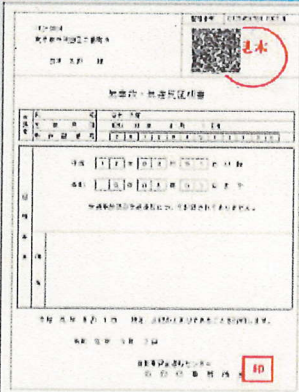
① SDカード交付該当の申請者には **QRコード付証明書**を発行しています！（2023年10月から）

② SDカードアプリは **当センターHP**からダウンロードできます！
自動車安全運転センターHP
(2023年11月1日アプリ公開)



QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です

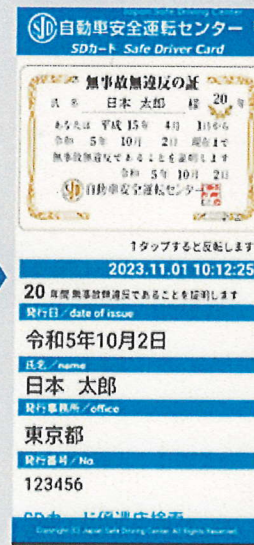
使用イメージ



SDカードアプリで、
運転経歴に係る証明書のQRコードを読み取



1 SDカードアプリで、運転経歴に係る証明書に印刷されているQRコードを読み取ります。SDカードアプリの画面に従い、SDデータをスマートフォンに保存します。



こちらの画像をSD
カード優遇店で表示



2 SDカードアプリで、SDカード情報を画面に表示できるようになります。SDカード優遇店では、上記の画面を提示します。

SDカードは安全運転者の証です

SD（セーフドライバー）カードは『無事故・無違反証明書』または『運転記録証明書』を申請された方で**1年以上事故・違反等の記録のない方**に発行しています。



【問合せ先】

自動車安全運転センター東京都事務所
経歴証明課 警電7251-6827